

しまつのこころ条例の構成と主な記載事項

前文	○理念（持続可能な都市としての発展に、循環型社会の形成等が不可欠）。
第1章 総則（第1～6条）	○条例の目的（廃棄物の減量、廃棄物の適正な処理、生活環境の清潔の保持） ○本市、事業者、市民、滞在者（通勤者、通学生、観光旅行者等）の責務
第2章 廃棄物の減量（第7～28条）	
第1節 基本的施策（第7～9条）	○廃棄物の減量に関する本市、事業者、市民の基本的な取組
第2節 個別の分野における廃棄物の発生抑制等（第10～19条）	○製造、小売、飲食、イベント主催者、ホテル・旅館、大学、共同住宅の事業者等の2Rと分別・リサイクルに関する実施義務及び努力義務 ○事業者等の実施義務に対応する市民等の努力義務 ○小売、飲食、ホテル・旅館、大学の実施義務・努力義務に関する報告書制度（2R取組等事業者報告書制度） ○市民モニター、2Rと分別・リサイクルに関する顕彰制度
第3節 事業用大規模建築物等における廃棄物の発生抑制等（第20～28条）	○事業用大規模建築物減量計画書制度、廃棄物管理責任者の設置等 ○特定食品関連事業者減量計画書制度
第3章 廃棄物の適正な処理（第29～41条）	
第1節 廃棄物の処理に関する基準（第29～36条）	○一般廃棄物処理計画の告示、排出禁止物、事業者の処理責任等
第2節 廃棄物の徹底した分別の推進（第37～41条）	○本市の分別促進に係る責務、事業者、市民の分別の実施義務 ○分別違反に係る調査の実施・勧告等、持去りの禁止
第4章 生活環境の清潔の保持（第42・43条）	○生活環境の清潔の保持、公共の場所等の清潔の保持
第5章 生活環境影響調査書の縦覧等（第44～48条）	○一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査書の縦覧等
第6章 廃棄物減量等推進審議会及び廃棄物減量等推進員（第49～52条）	○廃棄物減量等推進審議会の設置等、廃棄物減量等推進員の委嘱
第7章 手数料等（第53～55条）	○一般廃棄物の収集、運搬、及び処分に係る手数料等の徴収
第8章 雑則（第56～58条）	○廃棄物の処理に関する必要な報告の徴収等

※ 網掛けは、平成27年度における主な改正箇所（新設等）。